

支部役員選任規則

- 第1条 この規則は、支部規約第10条第3項の規定に基づき支部役員の選任に関しこれを定める。
- 第2条 当支部に役員選任管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 第3条 委員会は役員を選任を認証し管理する。
- 第4条 委員会は委員3名以上をもって組織し、委員は幹事会の議を経て支部長が委嘱する。
- 第5条 委員は互選により委員長及び副委員長各1名を選出する。
- 第6条 役員の任期は委嘱の日から翌年の8月31日までとする。
- 第7条 支部役員は委員になることができない。
- 第8条 支部長及び副支部長は当支部の税理士である会員(以下「支部税理士会員」という。)の直接選挙によって選任する。
- 第9条 幹事及び監事は副支部長と協議して支部長が委嘱する。
- 第10条 役員を選任時期は原則として次のとおりとする。
各役員の就任すべき事業年度の前の事業年度の10月に支部長選挙、11月に副支部長選挙、12月幹事選任1月に監事選任を行う。
- 第11条 改選前年の9月1日現在で支部税理士会員である者は、支部長及び副支部長の被選挙権を有し、選挙当日支部税理士会員である者は選挙権を有する。
- 第12条 支部長又は副支部長選挙の候補者は立候補しなければならない。立候補の届出は次の各号に掲げるところにより、委員会の定める期間中に委員会に文書をもって提出しなければならない。
- (1) 被選挙権を有する支部税理士会員が候補者となろうとする場合は委員会に届出る。
 - (2) 選挙権を有する支部税理士会員が被選挙権を有する他の支部税理士会員を候補者としようとする場合は、本人の承諾を得てその旨を委員会に届出る。
- 第13条 候補者の数が定員を超えた場合には臨時総会において無記名投票による選挙を行う。
- 第14条 支部長の選挙においては、投票総数の過半数を得たものを当選者とする。
- 第15条 委員会は当選者の就任承諾を得たときはすみやかにその選任を認証しなければならない。
- 第16条 役員を選任は委員会の認証を受けなければその効力を生じない。
- 第17条 委員会は選任の経過及び結果をすみやかに告知し、かつ次の総会に報告しなければならない。
- 第18条 役員を選任に関する事項でこの規則に定めない事項は、役員選任管理委員会の定める細則による。

附 則 (平13.12.12)

(施行日)

この規則は、支部規約の施行の日から施行する。

この改正規定は平成14年4月1日から施行する。

附 則 (令3.12.14)

(施行日)

この改正規定は令和3年12月14日から施行する。